

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度4月改正の育児休業等給付について

滋賀労働局職業安定部職業安定課
地方雇用保険監察官 池宮 万裕子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

給付金の種類

育児に関する雇用保険の給付は、次の4つです。

給付金名	支給条件	支給額
育児休業給付金	1歳未満の子どもを育てるために 育児休業を取得	休業前の給与の67%
出生時育児 休業給付金	子どもの出生後8週間以内に 育児休業を取得	
NEW 出生後休業 支援給付金	両親とも育児休業を取得	上記に13%上乗せ
NEW 育児時短就業 給付金	2歳未満の子どもを育てるために 時短勤務を実施	時短勤務中の 給与の10%

※支給条件と支給額には、詳細な条件があります。



押さえておきたいポイント

雇用保険の被保険者でないと利用できません。
(育児休業前2年間に賃金支払い基礎日数11日以上の月が12か月以上)

- パート、有期契約雇用も要件を満たせば対象になる。
- 育児休業給付は原則1歳まで。
 (1歳6ヶ月・2歳まで延長あり)
- 育休中に賃金が発生すると減額・不支給になることがある。
- 出生後休業支援給付金(上乗せ分)は申請しないともらえない。
- 育児休業中に賃金を払わない場合は労働保険料が発生しない。



育児休業給付に関する手続き

[育児休業給付受給資格確認票・\(初回\)育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書](#)
[育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書](#)
[出生後休業支援給付金支給申請書](#)
[育児時短就業給付受給資格確認票・\(初回\)育児時短就業給付金支給申請書](#)
[払渡希望金融機関指定・変更届](#)
[未支給失業等給付請求書](#)

ハローワークインターネットサービスから 様式は取得できます。

(注)ただし、賃金月額証明書はハローワークで
お受け取りください

様式の取得方法

ハローワークインターネットサービスの
トップ画面から事業主の方をクリック
→申請等をご利用の方へ
→雇用保険・助成金のご案内
→申請等をご利用の方へ
→雇用保険手続き支援
→帳票一覧

① 育児休業 給付金

●必要な申請書類

育児休業給付受給資格確認票・休業開始時賃金月額証明書・賃金台帳・出勤簿・育児休業給付金支給申請書など

●提出時期

原則:2か月ごと

初回:育休開始から4か月以内

●いくらもらえるの？

休業開始～180日:賃金の67%

181日以降～ :賃金の50%

支給対象期間は原則1歳まで

(1歳6か月・2歳まで延長あり)

② 出生時育児 休業給付金 (産後パパ育休の給付金)

●必要な申請書類

出生時育児休業給付金支給申請書

休業開始時賃金月額証明書

出生証明書(母子手帳の写し)

賃金台帳・出勤簿など

●提出時期

28日または2回の休業終了日の翌日から2か月以内

●いくらもらえるの?

賃金の67% (最大28日)

出生後休業支援給付金

概要篇



③ 出生後休業 支援給付金

● 必要な申請書類

出生後休業支援給付金支給申請書

出生証明書(母子手帳の写し)など

● 提出時期

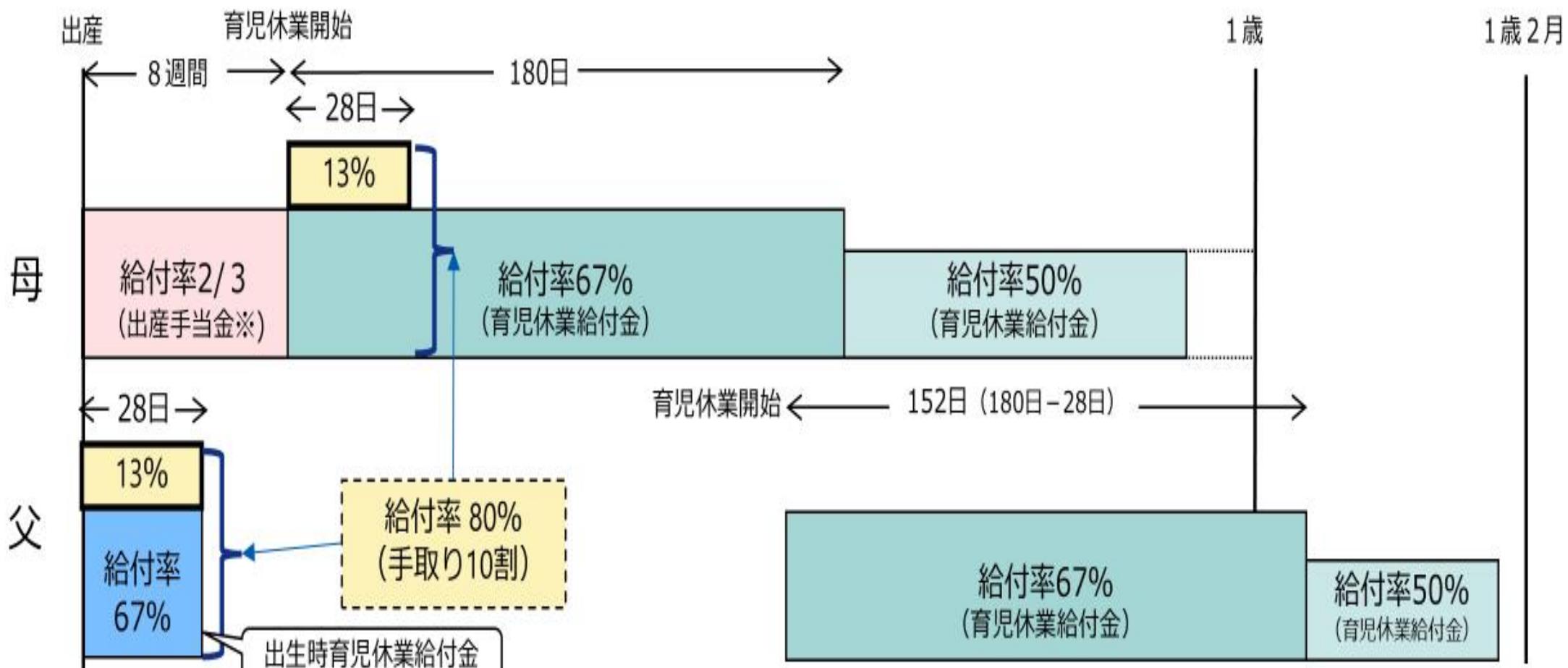
原則:他の育児休業給付と同時に申請

注)出生時育児休業給付金または育児休業給付金と同時申請
または既に申請していることが必要です。

● いくらもらえるの?

賃金の13%

○給付イメージ：[] が出生後休業支援給付金



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間にについて、過去12ヶ月における平均標準報酬月額の2/3相当額を支給。

育児時短就業給付金

概要篇



④ 育児時短就業給付金

● 必要な申請書類

育児時短就業給付金支給申請書など

● 提出時期

原則:2か月ごと 時短就業開始後、2か月経過後

● いくらもらえるの？

時短中の賃金の10%

制度が使えるのは、対象の子が2歳になるまで。

4つの給付金申請時期（まとめ）

給付金	提出時期
育児休業給付金	2か月ごと
出生時育児休業給付金	休業終了後2か月以内
出生後休業支援給付金	他給付(初回)と同時
育児時短就業給付金	2か月ごと

提出時期で見ると、実は2パターン

① 2か月ごとに申請する給付

② 休業終了後、期限内に申請する給付

企業にとってのメリット

- 1 離職防止・人材の確保
- 2 会社の直接的な負担が少ない
- 3 職場復帰を前提とした人員計画が立てやすい
- 4 従業員満足度・エンゲージメントの向上
- 5 企業イメージ・社会評価の向上
- 6 男性育休の推進による職場の安定



被保険者、事業主の皆さんへ

令和7年11月17日～

育児休業等給付専用の コールセンターを設置します

育児休業等給付に関する制度内容や申請手続き、電子申請の処理状況の目安に関するお問い合わせは、以下のコールセンターまでお電話をお願いします。

対象の
給付金

- ◆ 育児休業給付金(支給期間の延長を含みます)
- ◆ 出生時育児休業給付金
- ◆ 出生後休業支援給付金
- ◆ 育児時短就業給付金

こんな
問い合わせに
対応します

- ◆ 給付金の内容や支給要件を知りたい
 - ◆ 支給額がどのように計算されるか知りたい
 - ◆ 給付金の申請手続きを知りたい
 - ◆ 支給時期や電子申請の処理の目安を聞きたい
- (※具体的な支給日はお答えできませんので、予めご了承ください。)

育児休業等給付コールセンター

0570-200-406



受付時間 平日8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く）

※通話料は利用者負担となります

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

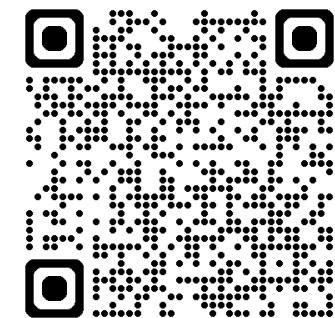
LL071107保01

お問い合わせ先 (県内ハローワーク)

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
大津	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 1階・2階	(077) 522-3773	大津市
高島	〒520-1214 高島市安曇川町末広四丁目37	(0740) 32-0047	高島市
長浜	〒526-0032 長浜市南高田町辻村110	(0749) 62-2030	長浜市・米原市
彦根	〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎 1階	(0749) 22-2500	彦根市・犬上郡・愛知郡
東近江	〒527-0023 東近江市八日市緑町11-19	(0748) 22-1020	東近江市・近江八幡市・蒲生郡
甲賀	〒528-0031 甲賀市水口町本町三丁目1-16	(0748) 62-0651	甲賀市・湖南市
草津	〒525-0027 草津市野村五丁目17-1	(077) 562-3720	草津市・守山市・栗東市・野洲市

育児休業等給付の詳細については厚生労働省
HPをチェック！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html



↑↑HPはこちらから



ご清聴ありがとうございました。

